

山口県報

平成20年
2月29日
(金曜日)

目 次

規則

現業職員の自己啓発等休業に関する規則(人事課)……………一

現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

中小企業等協同組合法施行細則の一部を改正する規則(経営金融課)……………二

教委規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………三

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………三

教委告示

教科用図書採択地区の設定に関する告示の一部改正……………四

人委規則

職員の自己啓発等休業に関する規則……………四

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………五

公安委規則

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則……………六

公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………六



現業職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二号

現業職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山口県条例第五十四号。以下「条例」という。)の規定に基づき、知事が任命する単純労務職員(以下「職員」という。)の自己啓発等休業について必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第二条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行わなければならない。

2 知事は、自己啓発等休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第三条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告に係る事実の確認)

第四条 知事は、自己啓発等休業をしている職員から条例第九条第一項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事実を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(職務復帰後における号給の調整)

第五条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰したときは、職員の自己啓発等休業に関する規則(平成二十年山口県人事委員会規則第一号。以下「自己啓発等休業規則」という。)の適用を受ける者の例により、昇給の場合に準じて当該職員の号給を調整することができる。

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業の取扱いについては、自己啓発等休業規則の適用を受ける者の例による。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三号

現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十四条とし、第九条を第十三条とする。

第八条中、「第十条第五項の規定により読み替えられた条例第八条第二項」を、「第十条第五項において読み替えて準用する条例第二十八条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中、「第十条第一項」を、「第三十条第一項」に改め、同条第二項中、「第四条」を、「第五条」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の見出しを、「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（育児短時間勤務に係る計画の申出）

第八条 育児休業等により子を養育するための計画について職員が育児短時間勤務の承認を請求する際に行う申出は、育児休業等計画書により行わなければならない。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第九条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行わなければならない。

2 第二条第二項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第十条 第五条の規定は、育児短時間勤務をしている職員について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「当該職員以外の当該子の親が常態として」とあるのは、「育児短時間勤務により養育している時間に当該職員以外の当該子の親が当該子を」と読み替えるものとする。

第五条の見出しを、「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出し中「子」を、「育児休業に係る子」に改め、同条第一項第四号中「職員」を、「当該職員」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条の二の見出しを、「（育児休業に係る計画の申出）」に改め、同条中「育児休業計画書」を、「育児休業等計画書」に改め、同条を第三条とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

中小企業等協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四号

中小企業等協同組合法施行細則の一部を改正する規則

中小企業等協同組合法施行細則（平成十九年山口県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「平成十九年内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令第一号」を、「平成二十年内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令第一号」に改める。

第一条中、「第一百八条第一項第二号」を、「第一百四十四条第一項第二号」に、「平成十九年金融庁告示・財務省告示・厚生労働省告示・農林水産省告示・経済産業省告示・国土交通省告示第一号」を、「平成二十年金融庁告示・財務省告示・厚生労働省告示・農林水産省告示・経済産業省告示・国土交通省告示・環境省告示第一号」に、「第五条及び第六条」を、「第六条及び第七条」に改める。

第三条中、「第一百九条第六項」を、「第一百四十五条第五項」に、「第七条から第九条まで」を、「第八条から第十条まで」に改める。

第四条第一項中、「第二百一十三条第一項第四号」を、「第四百四十九条第一項第四号」に、「第一条第一項」を、「第十二条第一項」に改め、同条第二項中、「第二百一十三条第一項第五号」を、「第四百四十九条第一項第五号」に、「第十一条第二項」を、「第十二条第二項」に改め、同条第三項中、「第二百一十三条第一項第六号」を、「第四百四十九条第一項第六号」に、「第十一条第三項」を、「第十二条第三項」に改める。

第五条第一項中、「第二百一十四条各号列記以外の部分」を、「第五百十条各号列記以外の部分」に、「第十二条」を、「第十三条」に改め、同条第二項中、「第二百一十四条第一号」を、「第五百十条第一号」に、「第十三条第一項」を、「第十四条第一項」に改め、同条第三項中、「第二百一十四条第二号」を、「第五百十条第二号」に、「第十三条第二項」を、「第十四条第二項」に改め、同条第四項中、「第二百一十四条第三号イ」を、「第五百十条第三号イ」に、「第十三条第三項」を、「第十四条第三項」に改め、同条第五項中、「第二百一十四条第三号ロ」を、「第五百十条第三号ロ」に、「第十三条第四項」を、「第十四条第四項」に改め、同条第六項中、「第二百一十四条第三号ハ」を、「第五百十条第三号ハ」に、「第十

美祢市のうち美東中学校区
阿武郡阿東町

附 則

この規則は、平成二十年三月二十一日から施行する。

山口県教育委員会告示第二号

教科用図書採択地区の設定に関する告示（昭和三十九年山口県教育委員会告示第九号）の一部を次のように改正し、平成二十年三月二十一日から施行する。

平成二十年二月二十九日

山口県教育委員会

「美祢郡」を削る。



職員自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

職員自己啓発等休業に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山口県条例第五十四号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の自己啓発等休業について必要な事項を定めるものとする。

（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）

第二条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の課程（同法第四十条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限が二年を超え、三年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

（自己啓発等休業の承認の申請手続）

第三条 自己啓発等休業の承認の申請は、人事委員会が定める様式の自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行わなければならない。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第四条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

（報告に係る事実の確認）

第五条 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から条例第九条第一項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る事実を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（職務復帰後における号給の調整）

第六条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、条例第十条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）第二十九条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて当該職員の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第七条 条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）第七条第四項の人事委員会規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和二十五年法律第二十六号。以下「法」という。）第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）を受けていないこと。

二 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第七条第五項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされた期間及び退職手当条例第七条の四第一項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされた期間を含む。）が五年に達するまでの間に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 通勤（退職手当条例第四条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による

傷病（退職手当条例第三条第二項に規定する傷病をいう。以下同じ。）若しくは死亡により退職した場合又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した場合
 口 法第二十八条の二第二項の規定により退職した場合（法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

八 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
 二 退職手当条例第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当して退職手当を支給されない場合

2 前項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 一 法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（通勤による傷病又は公務上の傷病により同項第一号に該当して休職にされていた場合における当該休職の期間を除く。）

二 法第二十九条の規定により停職にされていた期間

三 法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

五 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

六 自己啓発等休業をしていた期間

七 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして人事委員会が定める期間（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業について必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十四条とする。

第八条中「第八条第二項」を「第二十八条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第七条第二項中「第四条の」を「第五条の」に、「第四条第三項」を「第五条第三項」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第六条の見出しを「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」に改め、同条中「第六条」を「第八条」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の四条を加える。

（育児短時間勤務に係る計画の申出）

第八条 条例第十一条第五号の人事委員会規則で定める方法は、第三条第一項に規定する方法とする。

2 条例第十一条第五号の規定による申出は、第三条第二項の育児休業等計画書により行わなければならない。

（育児短時間勤務に係る引き続く勤務日の日数の上限）

第九条 条例第十二条の人事委員会規則で定める日数は、十二日とする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第十条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会が定める様式の育児短時間勤務承認請求書により行わなければならない。

2 第二条第二項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第十一条 第五条の規定は、育児短時間勤務をしている職員について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「当該職員以外の当該子の親が常態として」とあるのは、「育児短時間勤務により養育している時間に当該職員以外の当該子の親が当該子を」と読み替えるものとする。

第五条の見出し中「勤務した」を「育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した」に改め、同条第一項中「第五条の二第二項」を「第七条第一項」に改め、同項第一号イ中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）」を「法」に改め、「育児休業をしていた期間」の下に、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしていた期間」を加え、同条第二項中「第五条の二第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め、同条第一項第四号中「職

員」を「当該職員」に改め、同条を第五条とする。
第三条を第四条とする。

第二条の二の見出しを「（育児休業に係る計画の申出）」に改め、同条中「第三条第三号」を「第三条第四号」に、「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第三条とする。

条例第三条第四号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「法」という。）その他の法律の規定による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する方法で所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援することを目的とするものとする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。



機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則（昭和五十八年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 美祢市のうち平成二十年三月二十日における美祢郡美東町及び秋芳町の区域
附則

この規則は、平成二十年三月二十一日から施行する。

山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を

次のように定める。

平成二十年二月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中八十三の表を八十四の表とし、六十一の表から八十二の表までを一表ずつ繰り下げ、六十の表の次に次の一表を加える。

61 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）

根拠条項	事務の内容
第9条第1項	疑わしい取引の届出の受理
第9条第3項	疑わしい取引の届出に係る事項の通知
第15条	特定事業者に対する勧告

別表第二中三十三の表を三十四の表とし、二十五の表から三十二の表までを一表ずつ繰り下げ、二十四の表の次に次の一表を加える。

25 犯罪による収益の移転防止に関する法律

根拠条項	事務の内容
第13条	報告又は資料の徴収
第14条第1項	立入検査及び質問
第15条	特定事業者に対する指導及び助言

附則

この規程は、平成二十年三月一日から施行する。

平成二十年二月二十九日印刷
平成二十年二月二十九日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）